証券コード8543
平成27年６月９日

株主の皆さまへ

神戸市中央区三宮町２丁目１番１号
株式会社 **みなと銀行**
取締役頭取　尾　野　俊　二

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当行第16期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　神戸市中央区三宮町２丁目１番１号　当行本店　９階会議室
３．株主総会の目的事項
報 告 事 項（１）第16期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
（２）第16期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

（1）書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

（2）インターネットによる議決権行使の場合

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続について」（47頁から48頁）をご高覧のうえ、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までにインターネットにより議決権をご行使ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため本招集通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第24条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（http://www.minatobk.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
①　個別注記表（計算書類の注記）
②　連結注記表（連結計算書類の注記）
なお、本招集ご通知添付書類に記載されている計算書類及び連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ（http://www.minatobk.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

第16期 (平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで) 事業報告

1．企業集団の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

　当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、事務処理代行業務、経営相談業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

【金融経済環境】

　平成26年度の兵庫県経済は、個人消費や住宅投資を中心に消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響がみられたものの、円安を背景とした輸出の増加や、労働需給の改善などによる雇用者所得の持ち直しなどにより、後半にかけて緩やかな回復基調を辿りました。

【企業集団の事業の経過及び成果】

　このような環境下、当行グループは中期経営計画『みなとInnovation３』の諸施策を推進した結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

　当連結会計年度の経常収益は、貸出金利息の減少を主因に、前連結会計年度比29億円減少の650億円となりました。一方、経常費用につきましては、国債等の売却損が減少したことから、前連結会計年度比23億円良化しました。その結果、経常利益は前連結会計年度比６億円減少の135億円となりました。
　また、当期純利益は、前連結会計年度比１億円減少の74億円となりました。

〔当行の事業の経過及び成果〕

・預　　　　金

　積極的な預金吸収に努めた結果、要払性預金を中心に前期末比280億円増加し、当期末残高は３兆742億円となりました。

・貸　　出　　金

　法個人向けおよび地方公共団体向け貸出ともに順調に推移したことを受け、貸出金全体では前期末比711億円増加し、当期末残高は２兆4,226億円となりました。

　このうち個人向けは、前期末比37億円増加し、当期末残高は6,712億円、中小企業向けは、前期末比507億円増加し、当期末残高は１兆2,343億円となりました。

・有　価　証　券

　国債・地方債を中心に、前期末比721億円減少し、当期末残高は5,365億円となりました。

　このうち国債は、前期末比229億円減少し、当期末残高は1,845億円となりました。

・総　　資　　産

　前期末比767億円増加し、当期末残高は３兆4,120億円となりました。

・内国為替取扱高

　期中9,587億円増加し、11兆3,984億円となりました。

・外国為替取扱高

　期中60百万ドル減少し、21億33百万ドルとなりました。

・損　益　状　況

　貸出金利息は、残高は増加したものの利回り低下が進んだことから前期比８億円の減少となりましたが、役務取引等収益につきましては、投資信託販売やＭ＆Ａ業務が順調に推移したこと等から前期比９億円の増加となりました。

　一方、株式等売却益が前期比21億円減少したことから、経常収益は前期比21億円減少の570億円となりました。

　経常費用は、国債等の売却損減少を主因に前期比20億円改善しました。その結果、経常利益は前期比１億円減少の123億円となりました。

　また、当期純利益は、前期比１億円増加の69億円となりました。

【企業集団の対処すべき課題】

わが国経済は、消費税率引き上げに伴う個人消費の反動減等による下振れが見られたものの、円安・原油安を背景として輸出産業を中心とした大企業を中心に企業収益が改善したこと等により、緩やかな回復基調を辿りました。

一方で、少子高齢化の進行や人口の減少、ＩＴ（情報技術）の発展に伴い社会構造は急速に変化しており、金融機関を取り巻く経営環境は大きく変化しております。

このような情勢のなか､当行グループは､平成26年４月より「地域発展への更なる貢献」「お客さま目線での商品･サービス提供」「持続的成長に向けた態勢整備」の３つを基本方針とする新しい中期経営計画『みなとInnovation　3　～更なる「進化」に向けた挑戦～』(平成26年度～平成28年度) を推進しております。

「少子高齢化」､「ネット・モバイル社会」が進展する環境の下、地域金融機関として「地域の発展・成長に貢献」することで、更なる『進化』に繋げる３年間として位置付けております。

引き続き当行は、安定的かつ円滑な資金供給は勿論のこと、相続や事業承継・M＆Ａ・ビジネスマッチング、農業・医療といった成長分野への支援に取り組むとともに、インターネットバンキング等のサービスを強化してまいります。更には、地方公共団体との緊密な連携を図りつつ、「地方創生」に向けた積極的な役割を発揮することで、「信頼される地域のコアバンク」の実現に向け、役職員一丸となって邁進してまいります。

《主要施策》

基本方針	主要施策	
地域発展への更なる貢献	◇地域戦略部の設置 ◇地域の成長分野に対する支援強化 ◇金融円滑化への恒常的な取組み	◇ビジネスマッチング業務の更なる強化 ◇事業承継業務への積極的な取組み
お客さま目線での商品･サービス提供	◇ダイレクトバンキング部の設置 ◇相続相談業務の拡充 ◇ラインナップの充実	◇グループ会社機能の充実 ◇お客さまサポート機能の充実
持続的成長に向けた態勢整備	◇人材の育成及び活性化 ◇自己資本の充実と管理の向上 ◇システム基盤の充実	◇コンプライアンスの徹底 ◇リスクマネジメントの強化 ◇ALM管理の強化と高度化
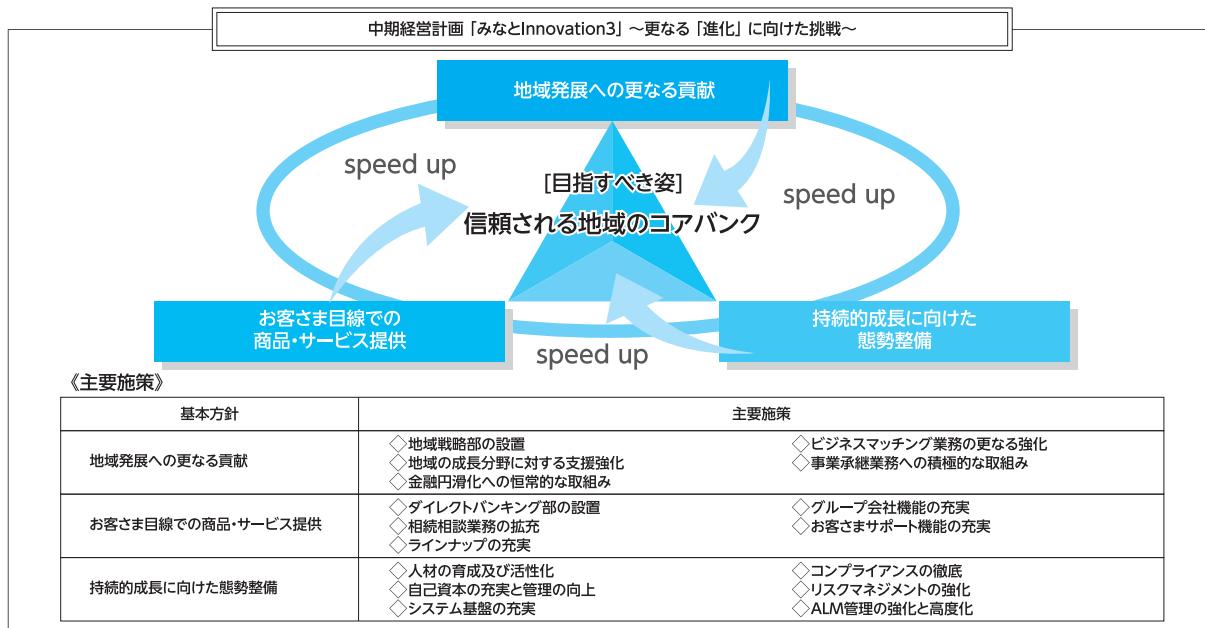
今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えしていくため、金融サービスの一層の拡充に努めるとともに、三井住友銀行グループの地域金融機関として、金融・情報サービスの提供を通じて、地域に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご厚情とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	652	651	679	650
連結経常利益	123	123	141	135
連結当期純利益	77	69	75	74
連結包括利益	89	123	67	179
連結純資産額	1,181	1,281	1,222	1,371
連結総資産	30,893	31,698	33,409	34,172

注　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金		27,737	28,707	30,462	30,742
	定期性預金	11,446	11,736	12,048	11,764
	その他	16,291	16,970	18,413	18,978
社債		280	280	280	280
貸出金		21,884	22,605	23,515	24,226
	個人向け	6,450	6,586	6,675	6,712
	中小企業向け	11,470	11,469	11,836	12,343
	その他	3,964	4,549	5,002	5,170
商品有価証券		5	7	5	5
有価証券		7,748	8,041	6,086	5,365
	国債	4,006	4,180	2,074	1,845
	その他	3,742	3,861	4,011	3,520
総資産		30,789	31,638	33,353	34,120
内国為替取扱高		99,829	100,379	104,397	113,984
外国為替取扱高		百万ドル 2,057	百万ドル 2,149	百万ドル 2,193	百万ドル 2,133
経常利益		百万円 9,873	百万円 10,538	百万円 12,477	百万円 12,382
当期純利益		百万円 6,406	百万円 6,365	百万円 6,834	百万円 6,958
1株当たり当期純利益		15円87銭	15円72銭	16円83銭	17円09銭

注1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　2．1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
　　なお、期中の平均発行済株式数は自己株式を除いて計算しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ．企業集団における使用人数

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他	銀行業	その他
使用人数	2,136人	259人	2,107人	268人

注　使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
　　なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。

ロ．当行の使用人数

	当年度末	前年度末
使用人数	2,136人	2,107人
平均年齢	42年9月	42年6月
平均勤続年数	16年5月	16年
平均年間給与	5,756千円	5,786千円

注1．使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
　　なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与の算出には、他社から当行への出向者を含んでおりません。
3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ．企業集団の主要な営業所

①　銀行業

株式会社みなと銀行

兵庫県：本店営業部、尼崎支店、西宮支店、三宮支店、明石支店、加古川支店、姫路支店

大阪府：大阪支店、梅田支店

東京都：東京支店

海　外：上海駐在員事務所

② その他

みなとビジネスサービス株式会社　(本社：神戸市)
みなとアセットリサーチ株式会社　(本社：神戸市)
みなと保証株式会社　(本社：神戸市)
みなとリース株式会社　(本社：神戸市)
株式会社みなとカード　(本社：神戸市)
みなとシステム株式会社　(本社：神戸市)
みなとキャピタル株式会社　(本社：神戸市)
みなとコンサルティング株式会社　(本社：神戸市)

ロ．当行の営業所の状況

① 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
兵庫県	102	(2)	102	(2)
大阪府	4	(1)	4	(1)
東京都	1	(—)	1	(—)
合計	107	(3)	107	(3)

注１．上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を78か所（前年度末79か所）設置しております。
２．上記のほか、駐在員事務所を１か所設置しております。
３．上記のほか、移動店舗を１台配備し営業を行っております。

② 当年度新設営業所

該当ありません。

注１．当年度において、廃止した営業所はありません。
２．当年度において、店舗外現金自動設備として、明石支店明石こころのホスピタル出張所を新設いたしました。
３．当年度において、店舗外現金自動設備のうち、社支店加東市役所出張所、伊丹支店関西スーパー緑ヶ丘店出張所を廃止いたしました。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	3,724
その他	168
合計	3,893

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	西神ビル内装工事	556
	芦屋駅前支店改装工事	372
	個人インターネットバンク	143
	カード即時発行システム	126
合計		1,199

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	傘下子会社の経営管理並びにそれに付帯する業務	平成14年12月２日	2,337,895百万円	— (46.43%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	銀行業務	平成８年６月６日	1,770,996百万円	45.09% (1.33%)

注１．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
２．議決権比率欄の（　）内は親会社による間接議決権比率であります。
３．親会社が有する当行の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

ロ．子会社等の状況

連結される子会社及び子法人等は８社７組合であり、その概況は次のとおりであります。

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率
みなとビジネスサービス株式会社	神戸市西区竹の台６丁目２番地	事務処理代行業務他	昭和57年 ９月24日	20百万円	100.00%
みなとアセットリサーチ株式会社	神戸市須磨区戎町２丁目２番６号	不動産・動産の調査業務	平成元年 ７月17日	30百万円	100.00%
みなと保証株式会社	神戸市中央区西町35番地	信用保証業務	昭和58年 ５月26日	1,780百万円	100.00%
みなとリース株式会社	神戸市東灘区森南町１丁目５番１号	リース業務、ファクタリング業務他	昭和59年 ６月21日	30百万円	5.00% (56.00%)
株式会社みなとカード	神戸市中央区西町35番地	クレジットカード業務他	平成２年 ７月11日	350百万円	5.00% (91.89%)
みなとシステム株式会社	神戸市西区竹の台６丁目２番地	コンピュータ関連業務他	平成11年 ３月24日	50百万円	5.00% (95.00%)
みなとキャピタル株式会社	神戸市兵庫区水木通１丁目４番７号	投資業務、経営相談業務他	平成12年 ６月23日	250百万円	70.00% (30.00%)
みなとコンサルティング株式会社	神戸市中央区伊藤町108番地	セミナー・研修会運営、経営相談業務他	平成24年 ６月28日	50百万円	100.00%
その他投資事業有限責任組合７組合					

注１．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
　２．議決権比率欄の（　）内は子会社及び子法人等による間接議決権比率であります。
　３．子会社及び子法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。
　４．当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
　５．Minato Preferred Capital Cayman Limitedは、平成26年６月30日に清算結了しております。

(重要な業務提携の概況)

1．第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
2．第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む)、信用組合135組合（全信組連を含む)、系統農協・信漁連751（農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3．第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ＣＡＦＩＳ接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、現金自動預入れのサービスを行っております。
5．株式会社三井住友銀行との提携により、現金自動設備の相互開放（当行と株式会社三井住友銀行の現金自動設備の相互利用による現金自動引出しを手数料無料扱いで取扱（時間外手数料を除く))及び現金自動設備等による振込手数料の相互本支店扱い（両行相互の振込における振込手数料を本支店扱いの手数料で取扱）を行っております。
6．株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスならびに株式会社イーネットとの提携により、ＣＡＦＩＳ接続方式で同社の運営する現金自動設備の利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
7．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2.　会社役員に関する事項

（1）会社役員の状況

(年度末現在)

氏　　名	地　位	担　　当	重要な兼職の状況
☆尾　野　俊　二	取締役頭取 (代表取締役)	監査部担当	
☆後　藤　盛　次	専務取締役 (代表取締役)	営業企画部・支店サポート部・ローン推進部・ダイレクトバンキング部担当	
☆貞　苅　　　茂	専務取締役 (代表取締役)	リスク統括部・企画部・財務部担当	
☆安　国　尚　史	常務取締役	審査企画部・審査部・企業コンサルティング部・審査管理部・ローン審査室担当	
☆※木　村　真　也	常務取締役	市場金融部・証券国際事務部担当	
☆※近　藤　智　彦	常務取締役	人事部・総務部担当	
大　橋　忠　晴	取　締　役 (社 外 役 員)		川崎重工業株式会社　相談役 神戸商工会議所　会頭
菊　池　正八州	常勤監査役		
西　村　隆　嗣	常勤監査役		
※渡　邊　勝　幸	監　査　役 (社 外 役 員)		
大　麻　博　範	監　査　役 (社 外 役 員)		
余　部　信　也	監　査　役 (社 外 役 員)		ニッセイ情報テクノロジー株式会社 代表取締役副社長

注１．上表※印の取締役及び監査役は、平成26年６月27日開催の第15期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
２．上表☆印の取締役は、執行役員を兼務しております。
３．平成27年４月１日付で木村真也は常務取締役から代表取締役専務に、後藤盛次は代表取締役専務から取締役に、貞苅茂は代表取締役専務から取締役に変更となっております。また、後藤盛次および貞苅茂は平成27年４月30日付で取締役を退任いたしました。
４．平成27年４月１日付で余部信也はニッセイ情報テクノロジー株式会社　代表取締役副社長を退任し､ニッセイ・カードサービス株式会社　代表取締役社長に就任いたしました。
５．取締役　大橋忠晴は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、また東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
６．監査役　渡邊勝幸、大麻博範及び余部信也は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、また東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

（参考）当行は、平成12年６月29日より執行役員制度を導入しております。各執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の地位、氏名及び担当は次のとおりであります。

（年度末現在）

氏　　名	地　　位	担　　　当
岸　本　敏　彦	執　行　役　員	本店営業部長
中　島　　　亨	執　行　役　員	営業企画部長
織　田　研二郎	執　行　役　員	企画部長
阿　曽　　　薫	執　行　役　員	大阪支店長
河　井　友　之	執　行　役　員	東京支店長兼企画部東京事務所長
山　下　勝　司	執　行　役　員	市場金融部長
丸　山　克　明	執　行　役　員	財務部長
田　中　照　士	執　行　役　員	姫路統括部長
小笠原　貴　生	執　行　役　員	審査企画部長
藤　井　生　也	執　行　役　員	尼崎統括部長
加　藤　浩　一	執　行　役　員	企業コンサルティング部長
（当年度中に退任した執行役員）		
徳　田　幾　久	執　行　役　員	平成26年６月27日退任
森　本　　　剛	常務執行役員	平成27年３月31日辞任
園　尾　善　雄	常務執行役員	平成27年３月31日辞任
難　波　克　吉	執　行　役　員	平成27年３月31日辞任
村　上　卓　史	執　行　役　員	平成27年３月31日辞任
近　藤　将　司	執　行　役　員	平成27年３月31日辞任

氏　　名	地　　位	担　　　　当
(平成27年４月以降就任した執行役員)		
山　崎　浩　司	執 行 役 員	明石統括部長 平成27年４月１日就任
井　場　芳　樹	執 行 役 員	監査部長 平成27年４月１日就任
阪　本　一　朗	執 行 役 員	人事部長 平成27年４月１日就任
岡　部　真　治	執 行 役 員	梅田統括部長 平成27年４月１日就任
西　岡　政　直	執 行 役 員	支店サポート部長 平成27年４月１日就任
藤　本　　　剛	執 行 役 員	営業企画部長 平成27年４月１日就任
服　部　博　明	副頭取執行役員	平成27年５月１日就任

注１．平成27年３月25日開催の取締役会の決議により、同４月１日付で岸本敏彦は執行役員本店営業部長から常務執行役員本店営業部長に、中島亨は執行役員営業企画部長から常務執行役員に、織田研二郎は執行役員企画部長から常務執行役員企画部長に、阿曽薫は執行役員大阪支店長から常務執行役員大阪支店長に変更となり、小笠原貴生は執行役員審査企画部長から執行役員リスク統括部長に、藤井生也は執行役員尼崎統括部長から執行役員審査部長に就任いたしました。

２．平成27年４月１日付で本部組織改正を行い、地域戦略部、国際業務部及び事業サポート部を、営業企画部及び支店サポート部から独立させ新設しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　　分	支　給　人　数	報　　酬　　等
取　　締　　役	７名	198 (25)
監　　査　　役	５名	51
計	12名	250 (25)

注１．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
　２．取締役の報酬限度額は平成12年６月29日開催の定時株主総会において、報酬月額22百万円以内と定めております。
　３．監査役の報酬限度額は平成10年12月22日開催の臨時株主総会において、報酬月額６百万円以内と定めております。
　４．上記の報酬限度額とは別に、平成24年６月28日開催の定時株主総会により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての報酬限度額は、年額45百万円であります。
　５．報酬等の欄には、当事業年度分の株式報酬型ストック・オプション報酬額を括弧内に内書きしております。
　６．当事業年度末現在の人員は取締役７名、監査役５名であります。

3.　社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
大　橋　忠　晴	川崎重工業株式会社　相談役、神戸商工会議所　会頭
渡　邊　勝　幸	
大　麻　博　範	
余　部　信　也	ニッセイ情報テクノロジー株式会社　代表取締役副社長

注　社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、開示すべき関係はありません。

（2）社外役員の主な活動状況

氏　　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
大　橋　忠　晴	平成25年６月 ～現在に至る	当事業年度開催の取締役会９回中、８回出席しております。	取締役会において、企業経営に長年携わった経験と見識に基づき、ガバナンスに関することから経営全般に至るまで幅広い事項について、必要に応じて有用な発言を行っております。
渡　邊　勝　幸	平成22年６月 ～現在に至る	当事業年度開催の取締役会９回中、９回出席しております。 当事業年度開催の監査役会12回中、12回出席しております。	取締役会及び監査役会において、行政に携わった経験と見識に基づき、法令等遵守態勢や内部管理態勢の強化等に関し、必要に応じて有用な発言を行っております。
大　麻　博　範	平成24年６月 ～現在に至る	当事業年度開催の取締役会９回中、９回出席しております。 当事業年度開催の監査役会12回中、12回出席しております。	取締役会及び監査役会において、行政に携わった経験と見識に基づき、法令等遵守態勢や内部管理態勢の強化等に関し、必要に応じて有用な発言を行っております。
余　部　信　也	平成25年６月 ～現在に至る	当事業年度開催の取締役会９回中、９回出席しております。 当事業年度開催の監査役会12回中、12回出席しております。	取締役会及び監査役会において、他社の代表取締役としての経験と見識に基づき、法令等遵守態勢や内部管理態勢の強化等に関し、必要に応じて有用な発言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
大　橋　忠　晴	当行と会社法第423条第１項の賠償責任について、会社法第427条第１項に基づき責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は報酬の２年分で、法令が規定する最低責任限度額であります。
渡　邊　勝　幸	
大　麻　博　範	
余　部　信　也	

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行から受けている報酬等
報酬等の合計	４名	18（0）

注１．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
　２．銀行の親会社等からの報酬はございません。
　３．上記の報酬限度額とは別に、平成24年６月28日開催の定時株主総会により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての報酬限度額は、年額２百万円であります。
　４．報酬等の欄には、当事業年度分の株式報酬型ストック・オプション報酬額を括弧内に内書きしております。
　５．当事業年度末現在の人員は取締役１名、監査役３名であります。

4.　当行の株式に関する事項

（1）株式数

発行可能株式総数	普通株式	900,000千株
	優先株式	100,000千株
発行済株式の総数	普通株式	410,951千株

（2）当年度末株主数

7,825名

（3）大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社三井住友銀行	184,834千株	45.04%
みなと銀行共栄会	31,293千株	7.62%
日本生命保険相互会社	10,801千株	2.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,862千株	2.40%
みなと銀行従業員持株会	8,979千株	2.18%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	8,636千株	2.10%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,661千株	1.37%
三井住友海上火災保険株式会社	5,220千株	1.27%
住友生命保険相互会社	5,203千株	1.26%
明治安田生命保険相互会社	3,532千株	0.86%

注1．持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
　2．株式会社三井住友銀行の当行への出資状況には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式165,500千株（持株比率40.33%）を含んでおります。なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）」であります。
　3．持株比率は自己株式（3,665千株）のうち、従業員持株会信託口所有自己株式（3,031千株）を除く、当行所有自己株式（634千株）を控除して計算しております。

5.　当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①　名称：株式会社みなと銀行　第１回新株予約権 ②　新株予約権の数：188個 ③　目的となる株式の種類及び数：普通株式　188,000株 ④　新株予約権の行使期間：平成24年７月21日から 平成54年７月20日まで ⑤　権利行使価格（１株当たり）：１円	６人
	①　名称：株式会社みなと銀行　第２回新株予約権 ②　新株予約権の数：166個 ③　目的となる株式の種類及び数：普通株式　166,000株 ④　新株予約権の行使期間：平成25年７月20日から 平成55年７月19日まで ⑤　権利行使価格（１株当たり）：１円	６人
	①　名称：株式会社みなと銀行　第３回新株予約権 ②　新株予約権の数：136個 ③　目的となる株式の種類及び数：普通株式　136,000株 ④　新株予約権の行使期間：平成26年７月19日から 平成56年７月18日まで ⑤　権利行使価格（１株当たり）：１円	６人
社外取締役	①　名称：株式会社みなと銀行　第2回新株予約権 ②　新株予約権の数：4個 ③　目的となる株式の種類及び数：普通株式　4,000株 ④　新株予約権の行使期間：平成25年7月20日から 平成55年7月19日まで ⑤　権利行使価格（１株当たり）：１円	１人
	①　名称：株式会社みなと銀行　第３回新株予約権 ②　新株予約権の数：３個 ③　目的となる株式の種類及び数：普通株式　3,000株 ④　新株予約権の行使期間：平成26年７月19日から 平成56年７月18日まで ⑤　権利行使価格（１株当たり）：１円	１人
監査役	―	―

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執　行　役　員	①　名称：株式会社みなと銀行　第３回新株予約権 ②　新株予約権の数：181個 ③　目的となる株式の種類及び数：普通株式　181,000株 ④　新株予約権の行使期間：平成26年７月19日から 　　平成56年７月18日まで ⑤　権利行使価格（１株当たり）：１円	16人
使　用　人	—	—
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	—	—

6.　会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

名　称	指定有限責任社員	当該事業年度に係る報酬等
有限責任 あずさ監査法人	河　崎　雄　亮 北　本　　　敏 神　田　正　史	62百万円

注　当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は72百万円であります。

（2）会計監査人に関するその他の事項

・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

　当行では、監査役会が、会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると判断した場合、会計監査人の解任に関する決議を行います。また、監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条に基づき、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

7.　業務の適正を確保する体制

当行は平成18年５月22日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制整備に向けた「内部統制システム構築の基本方針」を決定し、平成27年４月28日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

改定後の内容は次のとおりであります。

(1)　当行及び子会社（以下「当行グループ」という。）の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

①　当行グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・マニュアル等を制定し、役職員がこれを遵守する。

②　当行グループにおけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。

③　当行グループの会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。

④　当行グループ及び当行グループの役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運用する。

⑤　当行グループの反社会的勢力との取引を排除するための基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。

⑥　利益相反管理に関する基本方針として利益相反管理規程を制定し、お客さまの利益を不当に害することがないよう、当行グループ内における利益相反を適切に管理する体制を整備する。

⑦　マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与を防止するため、当行グループの基本方針としてマネー・ローンダリング等防止管理規程を定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。

⑧　上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。

(2)　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

①　取締役の職務の執行に係る情報については、情報・文書管理規程等に則り、適切な保存及び管理を行う。

(3) 当行グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
① 当行グループの損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理基本規程として定め、リスク管理主担当部署は同規程に則り、各種リスク管理の基本方針を策定する。
② 担当役員、各リスク管理の主担当部署及び企画部は、上記①において承認されたリスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。
(4) 当行グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
① 当行グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
② 当行グループの各取締役が適切に職務の執行を分担すると共に、組織・職務権限等に関する規程を定め、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。
(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制について
① 当行グループの業務の適正を確保するため、経営上の基本方針ならびに基本的計画を策定する。
② 当行グループにおける一元的なコンプライアンス体制を維持するため、コンプライアンス取組に関する関係会社規則を定め、同規則に則った適切な管理を行う。
③ 当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をグループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。
④ 子会社における取締役の職務執行状況を把握するため、子会社管理の基本的事項をグループ会社規程等として定め、これらの規程に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。
⑤ 必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループならびに株式会社三井住友銀行と連携して体制整備を行う。
(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項について
① 監査役の職務の遂行を補助するために、監査役室を置く。
② 監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
③ 監査役室の使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。

(7) 当行グループの役職員が監査役に報告をするための体制、及び、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について

① 当行グループの役職員は、当行もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。
また、当行グループの役職員は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。

② 当行グループの役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、所属する会社の監査役、所属する会社にて設置する内部通報窓口のほか、株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口に報告することができる。
コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況（株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口に報告されたものを含む）を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、または、監査役から報告を求められたときは速やかに報告する。

③ 当行グループの役職員が所属する会社の監査役及び内部通報窓口に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、各々の会社のコンプライアンス・ホットライン運用規則に不利益取扱いの禁止を定める。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について

① 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

② 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について

① 当行は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、追加の予算措置を講じる。

第16期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**396,786**	**預金**	**3,074,281**
現金	25,881	当座預金	150,791
預け金	370,905	普通預金	1,679,356
コールローン	**460**	貯蓄預金	20,234
商品有価証券	**529**	通知預金	9,266
商品国債	273	定期預金	1,176,345
商品地方債	256	定期積金	58
有価証券	**536,537**	その他の預金	38,228
国債	184,510	**譲渡性預金**	**17,762**
地方債	85,566	**債券貸借取引受入担保金**	**39,479**
社債	125,581	**借用金**	**92,646**
株式	34,079	借入金	92,646
その他の証券	106,799	**外国為替**	**88**
貸出金	**2,422,608**	外国他店借	2
割引手形	22,448	売渡外国為替	75
手形貸付	64,445	未払外国為替	10
証書貸付	2,152,491	**社債**	**28,000**
当座貸越	183,222	**その他負債**	**13,989**
外国為替	**8,689**	未決済為替借	301
外国他店預け	4,712	未払法人税等	396
買入外国為替	1,024	未払費用	1,826
取立外国為替	2,953	前受収益	1,194
その他資産	**11,334**	給付補塡備金	0
未決済為替貸	98	金融派生商品	3,498
前払費用	33	リース債務	1,218
未収収益	2,327	資産除去債務	374
金融派生商品	4,391	その他の負債	5,180
その他の資産	4,485	**賞与引当金**	**931**
有形固定資産	**34,646**	**退職給付引当金**	**2,439**
建物	15,861	**睡眠預金払戻損失引当金**	**672**
土地	16,272	**支払承諾**	**11,843**
リース資産	1,149	**負債の部合計**	**3,282,134**
建設仮勘定	246		
その他の有形固定資産	1,115	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**5,052**	**資本金**	**27,484**
ソフトウェア	3,934	**資本剰余金**	**49,581**
その他の無形固定資産	1,117	資本準備金	27,431
前払年金費用	**2,444**	その他資本剰余金	22,149
繰延税金資産	**2,130**	**利益剰余金**	**37,527**
支払承諾見返	**11,843**	利益準備金	53
貸倒引当金	**△ 20,981**	その他利益剰余金	37,473
		別途積立金	2,325
		繰越利益剰余金	35,148
		自己株式	**△ 523**
		株主資本合計	**114,069**
		その他有価証券評価差額金	**15,734**
		評価・換算差額等合計	**15,734**
		新株予約権	**143**
		純資産の部合計	**129,947**
資産の部合計	**3,412,082**	**負債及び純資産の部合計**	**3,412,082**

第16期（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**57,026**
資金運用収益	**38,458**	
貸出金利息	33,113	
有価証券利息配当金	4,769	
コールローン利息	33	
買現先利息	8	
預け金利息	285	
その他の受入利息	248	
役務取引等収益	**12,420**	
受入為替手数料	2,886	
その他の役務収益	9,533	
その他業務収益	**2,135**	
外国為替売買益	334	
商品有価証券売買益	4	
国債等債券売却益	1,245	
金融派生商品収益	550	
その他の業務収益	1	
その他経常収益	**4,012**	
償却債権取立益	9	
株式等売却益	1,608	
その他の経常収益	2,394	
経常費用		**44,643**
資金調達費用	**2,637**	
預金利息	1,667	
譲渡性預金利息	25	
コールマネー利息	1	
債券貸借取引支払利息	39	
借用金利息	202	
社債利息	638	
その他の支払利息	62	
役務取引等費用	**3,845**	
支払為替手数料	615	
その他の役務費用	3,229	
その他業務費用	**99**	
国債等債券売却損	99	
営業経費	**33,931**	
その他経常費用	**4,129**	
貸倒引当金繰入額	3,127	
貸出金償却	47	
その他の経常費用	953	
経常利益		**12,382**

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
特別利益		1,888
その他の特別利益	1,888	
特別損失		1,400
固定資産処分損	125	
減損損失	1,274	
税引前当期純利益		12,871
法人税、住民税及び事業税	2,536	
法人税等調整額	3,377	
法人税等合計		5,913
当期純利益		6,958

第16期 （平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	27,484	27,431	22,098	49,529
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,484	27,431	22,098	49,529
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			51	51
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計			51	51
当期末残高	27,484	27,431	22,149	49,581

(単位：百万円)

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	53	2,325	31,381	33,759	△ 640	110,133
会計方針の変更による累積的影響額			△ 752	△ 752		△ 752
会計方針の変更を反映した当期首残高	53	2,325	30,629	33,007	△ 640	109,381
当期変動額						
剰余金の配当			△ 2,438	△ 2,438		△ 2,438
当期純利益			6,958	6,958		6,958
自己株式の取得					△ 3	△ 3
自己株式の処分					121	172
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計			4,519	4,519	117	4,688
当期末残高	53	2,325	35,148	37,527	△ 523	114,069

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,657	6,657	87	116,878
会計方針の変更による累積的影響額				△ 752
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,657	6,657	87	116,126
当期変動額				
剰余金の配当				△ 2,438
当期純利益				6,958
自己株式の取得				△ 3
自己株式の処分				172
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,076	9,076	56	9,132
当期変動額合計	9,076	9,076	56	13,821
当期末残高	15,734	15,734	143	129,947

連結計算書類の作成方針

1．連結の範囲に関する事項
①　連結される子会社及び子法人等　８社７組合
主要な会社名
みなとビジネスサービス株式会社
みなとアセットリサーチ株式会社
みなと保証株式会社
みなとリース株式会社
株式会社みなとカード
みなとシステム株式会社
みなとキャピタル株式会社
みなとコンサルティング株式会社
ほか投資事業有限責任組合７組合

なお、みなとＡファンド投資事業有限責任組合は、新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
また、Minato Preferred Capital Cayman Limited 及びみなと元気ファンド投資事業有限責任組合は、清算により子会社に該当しないことになったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。なお、清算結了時までの損益計算書については連結しております。

②　非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2．持分法の適用に関する事項
①　持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

②　持分法適用の関連法人等
該当ありません。

③　持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

④　持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
①　連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
３月末日　８社
12月末日　７組合

②　連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

連結貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**396,808**	**預金**	**3,065,337**
コールローン及び買入手形	**460**	**譲渡性預金**	**13,762**
買入金銭債権	**2,188**	**債券貸借取引受入担保金**	**39,479**
商品有価証券	**529**	**借用金**	**92,646**
有価証券	**533,505**	**外国為替**	**88**
貸出金	**2,407,834**	**社債**	**28,000**
外国為替	**8,689**	**その他負債**	**25,571**
リース債権及びリース投資資産	**9,596**	**賞与引当金**	**1,033**
その他資産	**24,025**	**退職給付に係る負債**	**1,118**
有形固定資産	**34,789**	**役員退職慰労引当金**	**64**
建物	15,928	**睡眠預金払戻損失引当金**	**672**
土地	16,272	**繰延税金負債**	**238**
リース資産	277	**支払承諾**	**12,015**
建設仮勘定	225	**負債の部合計**	**3,280,029**
その他の有形固定資産	2,084	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**5,167**	**資本金**	**27,484**
ソフトウェア	4,029	**資本剰余金**	**49,581**
その他の無形固定資産	1,137	**利益剰余金**	**42,648**
退職給付に係る資産	**1,904**	**自己株式**	**△ 523**
繰延税金資産	**2,092**	**株主資本合計**	**119,191**
支払承諾見返	**12,015**	**その他有価証券評価差額金**	**16,213**
貸倒引当金	**△ 22,399**	**退職給付に係る調整累計額**	**618**
		その他の包括利益累計額合計	**16,831**
		新株予約権	**143**
		少数株主持分	**1,013**
		純資産の部合計	**137,180**
資産の部合計	**3,417,209**	**負債及び純資産の部合計**	**3,417,209**

連結損益計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**65,043**
資金運用収益	**38,463**	
貸出金利息	33,166	
有価証券利息配当金	4,299	
コールローン利息及び買入手形利息	33	
買現先利息	8	
預け金利息	285	
その他の受入利息	670	
役務取引等収益	**14,304**	
その他業務収益	**8,307**	
その他経常収益	**3,968**	
償却債権取立益	11	
その他の経常収益	3,957	
経常費用		**51,488**
資金調達費用	**2,591**	
預金利息	1,666	
譲渡性預金利息	24	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1	
債券貸借取引支払利息	39	
借用金利息	202	
社債利息	638	
その他の支払利息	19	
役務取引等費用	**3,158**	
その他業務費用	**5,881**	
営業経費	**35,779**	
その他経常費用	**4,076**	
貸倒引当金繰入額	2,981	
その他の経常費用	1,094	
経常利益		**13,554**
特別利益		**1,888**
その他の特別利益	**1,888**	
特別損失		**1,403**
固定資産処分損	**128**	
減損損失	**1,274**	
税金等調整前当期純利益		**14,040**
法人税、住民税及び事業税	**2,966**	
法人税等調整額	**3,493**	
法人税等合計		**6,459**
少数株主損益調整前当期純利益		**7,580**
少数株主利益		**102**
当期純利益		**7,478**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,484	49,529	38,361	△ 640	114,735
会計方針の変更による累積的影響額			△ 752		△ 752
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,484	49,529	37,609	△ 640	113,983
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,438		△ 2,438
当期純利益			7,478		7,478
自己株式の取得				△ 3	△ 3
自己株式の処分		51		121	172
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	51	5,039	117	5,208
当期末残高	27,484	49,581	42,648	△ 523	119,191

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,974	△ 435	6,538	87	907	122,268
会計方針の変更による累積的影響額						△ 752
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,974	△ 435	6,538	87	907	121,516
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,438
当期純利益						7,478
自己株式の取得						△ 3
自己株式の処分						172
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,239	1,053	10,293	56	106	10,455
当期変動額合計	9,239	1,053	10,293	56	106	15,663
当期末残高	16,213	618	16,831	143	1,013	137,180

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

株式会社　みなと銀行
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　河　崎　雄　亮　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　北　本　　　敏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　田　正　史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

株式会社　みなと銀行
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河　崎　雄　亮	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北　本　　　敏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神　田　正　史	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査部、内部統制所管部室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、整備の状況を確認いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備がない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月11日

株式会社　みなと銀行　監査役会

常勤監査役　菊　池　正八州　㊞

常勤監査役　西　村　隆　嗣　㊞

監　査　役　渡　邊　勝　幸　㊞

監　査　役　大　麻　博　範　㊞

監　査　役　余　部　信　也　㊞

（注）監査役渡邊勝幸、監査役大麻博範及び監査役余部信也は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当行は、銀行の公共性に鑑み、経営基盤の拡充に努め、内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当を実施することを基本としております。これに基づき、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及び総額
当行普通株式１株につき金５円、総額2,051,587,635円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、業務執行を行わない取締役および監査役において、責任限定契約を締結することが認められましたので、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第36条および第44条について所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第36条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第５章　取締役および取締役会	第５章　取締役および取締役会
（社外取締役の責任限定契約） 第36条　当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任限定契約） 第36条　当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第６章　監査役および監査役会	第６章　監査役および監査役会
（社外監査役の責任限定契約） 第44条　当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（監査役の責任限定契約） 第44条　当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役尾野俊二、安国尚史、大橋忠晴の３氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、後藤盛次、貞苅茂の両氏は平成27年４月30日をもって取締役を辞任いたしておりますので、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	尾野俊二（おのしゅんじ） (昭和25年６月28日生)	昭和48年４月　株式会社神戸銀行入行 平成14年６月　株式会社三井住友銀行執行役員公共法人営業部長 平成17年６月　同行常務執行役員 平成18年４月　同行取締役兼専務執行役員 平成19年４月　同行取締役 平成19年５月　当行副頭取執行役員 平成19年６月　当行取締役副頭取兼副頭取執行役員 平成22年６月　当行取締役頭取兼最高執行役員(現任) (担当) 監査部	151,000株
2	安国尚史（やすくにひさし） (昭和32年４月25日生)	昭和56年４月　株式会社阪神相互銀行入行 平成14年６月　当行上郡支店長 平成16年４月　当行審査第一部次長 平成18年10月　当行西宮支店長 平成21年４月　当行執行役員本店営業部長 平成23年４月　当行常務執行役員 平成23年６月　当行常務取締役兼常務執行役員(現任) (担当) 審査企画部、審査部、企業コンサルティング部、審査管理部、ローン審査室	42,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
3	おお はし ただ はる 大 橋 忠 晴 (昭和19年11月９日生)	昭和44年４月　川崎重工業株式会社入社 平成15年６月　同社常務取締役 平成17年４月　同社取締役副社長 平成17年６月　同社取締役社長 平成21年６月　同社取締役会長 平成25年６月　同社相談役（現任） 平成25年６月　当行取締役（現任） (重要な兼職の状況) 川崎重工業株式会社相談役、神戸商工会議所会頭	5,000株
4 ※	はっ とり ひろ あき 服 部 博 明 (昭和31年12月４日生)	昭和55年４月　株式会社太陽神戸銀行入行 平成14年10月　株式会社三井住友銀行岸和田法人営業部長 平成16年４月　同行西宮法人営業部長 平成18年４月　同行堂島法人営業第一部長 平成20年４月　同行神戸法人営業第二部長 平成22年４月　同行執行役員神戸法人営業本部長 平成24年４月　同行常務執行役員神戸法人営業本部長兼中四国法人営業本部長 平成27年５月　当行副頭取執行役員（現任） (担当) ＣＳ部、営業企画部、支店サポート部、地域戦略部、事業サポート部、国際業務部	0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
5 ※	たか はし わたる 髙 橋 亘 (昭和29年9月6日生)	昭和53年４月　日本銀行入行 平成14年３月　同行国際局参事役 平成16年７月　同行国際局審議役 平成18年８月　同行金融研究所所長 平成23年４月　同行金融研究所シニアリサーチフェロー 平成23年７月　神戸大学経済経営研究所教授（出向） 平成25年４月　大阪経済大学経済学部教授（現任） 平成25年４月　神戸大学経済経営研究所リサーチフェロー（現任） （重要な兼職の状況） 大阪経済大学経済学部教授、神戸大学経済経営研究所リサーチフェロー	0株

注1.　取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2.　取締役候補者のうち、大橋忠晴、髙橋亘の両氏は社外取締役の候補者であります。両氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
（1）社外取締役候補とした理由について
・大橋忠晴氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、現在、当行の社外取締役として適切な意見・提言をいただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。また、当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
・髙橋亘氏は、社外取締役も含め直接企業経営に関与された経験はありませんが、学識経験者として金融に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役に適任であると判断いたしました。なお、当行は東京証券取引所に対して同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。
（2）責任限定契約について
・当行は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第１項に基づき、定款第36条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、大橋忠晴氏は、当行との間で現在、責任限定契約を締結しており、同氏が取締役に再任された場合にも、当該責任限定契約を維持する予定であります。髙橋亘氏につきましても、取締役に選任された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されましたら、社外取締役を含む「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。)」が当該責任限定契約をしうる対象者となります。責任限定契約の内容は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって、当行に対し損害賠償責任を負う場合は、当該社外取締役が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については当然に免責する。
3.　※は新任の取締役候補者であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役菊池正八州氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
森本　剛（もりもと　たけし） (昭和33年４月４日生)	昭和57年４月　株式会社太陽神戸銀行入行 平成16年６月　株式会社三井住友銀行春日部法人営業部長 平成19年４月　当行企画部審議役 平成20年11月　当行企画部長 平成22年４月　当行執行役員企画部長 平成23年４月　当行執行役員東京支店長兼企画部東京事務所長 平成25年４月　当行常務執行役員東京支店長兼企画部東京事務所長 平成26年４月　当行常務執行役員 平成27年４月　当行顧問（現任）	4,000株

注1.　監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
　2.　森本剛氏は新任の監査役候補者であります。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続について＞

インターネットにより議決権をご行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

１．インターネットによる議決権行使方法について

(1) インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】 http://www.web54.net（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

(3) インターネットによる議決権行使は、平成27年６月25日（木曜日）午後５時まで受付いたしますが、お早めにご行使くださり、ご不明な点等がございましたら次ページの問い合わせ先にお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

（3）携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）
（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

3．複数回にわたりご行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
（2）インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合も、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以　上

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(問い合わせ先)
株主名簿管理人　三井住友信託銀行証券代行部
【専用ダイヤル】　0120-652-031　(午前9時～午後9時)
＜その他のご照会＞　0120-782-031　(平日午前９時～午後５時)

定時株主総会会場のご案内

会　場　神戸市中央区三宮町２丁目１番１号
当行本店９階会議室
電話番号 078(331)8141（大代表）

◎会場付近の略図